

○ 町の財政状況 ー 財政健全化法に基づく指標を公表ー

概要

町の財政状況を図る目安として、毎年度、財政の健全度が測定できる5つの指標を公表しています。

これは、分かりやすい財政情報の開示と財政の早期是正機能といった観点から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、全国の自治体が共通し実施するものです。

指標とは、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』、『将来負担比率』、『資金不足比率』の5つをいいます。

5つの指標にはそれぞれに、「これ以上になると早期に財政の健全化を図る必要があります！」という早期健全化基準が設定されています。

もしも、この基準をオーバーすると、健全化計画等を策定して財政を自主的に改善していかなければなりません。

結果

平成22年度決算に基づく結果は次のとおりです。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
指標の概要	一般会計と訪問看護事業特別会計の赤字の比率で、財政運営の悪化の度合いを示します。	全ての会計の赤字の比率で、町全体としての財政運営の悪化の度合いを示します。	借入金の返済に充てるための経費の大きさを表し、資金繰りの危険度を示します。	将来にわたって負担する借入金等の残高を表し、今後の財政を圧迫する可能性を示します。	簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の資金不足の比率で、経営状況の深刻度を示します。
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%	20.00%
H22年度	－（黒字）	－（黒字）	12.4%	－	－（黒字）
H21年度	－（黒字）	－（黒字）	13.4%	18.9%	－（黒字）

※全国自治体の結果等は総務省ホームページをご覧ください。
[「http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html」](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html)

解説

平成22年度も町財政は健全

平成22年度決算に基づく結果は、実質赤字、連結実質赤字、資金不足の3つの比率は昨年度に引続き、全ての会計において黒字であったため比率として表れず健全性が保たれました。

将来負担比率は改善し、比率として表れなくなりました。これは将来必ず支払わなければならないもの（町債（借金）、退職手当負担金等）が減少し、基金（貯金）や普通交付税に算入されるものが多くなったからです。

実質公債費比率も1.0ポイント改善しました。町債の償還（返済）額を単年度で比率化し3ヵ年平均して求めますが、近年、償還額、比率とも減少傾向にあることから、今後も減少していく見込みです。

近年、普通・特別交付税が増額となり、また、国から多くの交付金を受けたことから、財政状況を示す各種指標は改善しました。しかしながら、平成18年度以降増え続けていた普通交付税も、平成23年度は国勢調査人口の減少や算定項目の見直しにより減額に転じました。また、未曾有の大震災の影響から、特別交付税の大幅な減額や、国からの交付金が見込めないことなども予測できます。

各種指標の分析、あらゆる動向を注視したうえで、これからも中長期的な視点で、計画的な財政運営を行います。